

35. 昭和28年度民間学術研究機関補助金交付について

〔諮問〕

文大術第258号

昭和28年5月1日

日本学術会議会長

亀山直人 殿

文部大臣

岡野清豪 印

昭和28年度民間学術研究機関補助金交付に関する諮問について

民間学術研究機関の助成に関する法律第5条第2項の規定により、昭和28年度民間学術研究機関補助金の審査の方針及び対象の範囲について諮問します。

注) 民間学術研究機関補助金申請機関は答申の研究機関名と同一であるので省略した。

[答申]

庶発第 2 1 9 号

昭和 2 8 年 5 月 2 9 日

文部大臣

大 達 茂 雄 殿

日本学術会議会長

亀 山 直 人

昭和 2 8 年度の文部省民間学術研究機関補助金の審査の方針及び対象の範囲について

(昭和 2 8 年 5 月 1 日付文大術第 2 5 8 号による諮問に対する答申)
標記のことについて、本会議は、下記のとおり答申します。

記

1. 審査の方針

民間学術研究機関の助成に関する法律第 5 条第 1 項の第 1 号及至第 3 号の要件によるべきであるが、その際、特に次の点に留意することが望ましい。

- (1) 研究業績が優秀顕著であり、研究員・研究施設の相当充実している研究機関を重視すること。
- (2) 補助金の交付について、事業が継続できる見透しを有する研究機関を対象とすること。
- (3) 学術上極めて特色ある研究を現に遂行している研究機関については、その研究業務に支障を来さないよう考慮すること。
- (4) 補助金の交付先及び額を決定するに当っては、文部省の民学術研究機関助成協議会に諮り、その意見を聞くこと。その際営利会社と関連のある研究機関については、研究の公益性を重視すること。

2. 対象の範囲

民間学術研究機関の助成に関する法律第 5 条第 1 項の第 1 号及び第 2 号を基として、別紙のとおりに認定する。

認定の符号中、A 及び B (A' は A に準ずるもの) は助成するに適格なものの順位を示し、C は不適格なものを示す。

研究機関名	認定欄	研究機関名	認定欄
東洋文庫	A	電気磁気材料研究所	A
民俗学研究所	A	豊田理化学研究所	A
部落問題研究所	A	名古屋産業科学研究所	A
日本民族学協会	A	金属工業研究所	A
野間教育研究所	A	応用化学研究所	A
陽明文庫	A	電磁応用研究所	A
徳川林政史研究所	A	石炭総合研究所	A
		鉱産資源研究所	A
日本太平洋問題調査会	A		
研究機関名	認定欄	研究機関名	認定欄
中国研究所	A	木原生物研究所	A
		日本農業研究所	A
三菱経済研究所	A	蚕糸科学研究所	A
政治経済研究所	A	肥料研究所	A
世界経済研究所	A	日本園芸生産研究所	A
九州経済調査協会	A		
国民経済研究協会	A	労働科学研究所	A
法政大学大原社会問題研究所	A	化学療法研究所	A
		乙卯研究所	A
資源科学研究所	A	医学資源研究所	A
計数研究所	A	長尾研究所	A
小林理学研究所	A	癌研究所	A
徳川生物学研究所	A	大阪皮膚病研究会	C
服部植物研究所	A	大阪癌治療研究会	C
山階鳥類研究所	A		